

6 消安第 7772 号
令和 7 年 3 月 28 日

都府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚熱ワクチン接種農場から接種区域外への豚等の胎盤等の移動の管理に係る指導について

貴職におかれましては、日頃から家畜衛生行政の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

豚熱ワクチン接種農場においては、当該農場からの豚等の移動等による豚熱ウイルスの拡散のおそれが否定できないことから、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表。以下「指針」という。）に基づき、生きた豚等や豚等の排せつ物等（胎盤を含む）については、原則として、接種区域内（北海道以外の都府県）の農場等への移動・流通に限られることが定められています。

今般、一部の豚熱ワクチン接種農場から、豚の胎盤を、指針上移動が認められていない接種区域外の地域（北海道）へ移動させていた事例が複数判明したところです。

つきましては、貴都府県内の豚等の飼養農場に対し、ワクチン接種農場における豚等の胎盤等については、北海道へ移動させてはならない旨を周知・指導していただくとともに、本病のまん延防止対策に万全を期すようお願いいたします。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室防疫企画班
大快、西中川、新田、河合
Tel : 03-3502-8292

写

6 消安第 7772 号
令和 7 年 3 月 28 日

別記団体の長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚熱ワクチン接種農場から接種区域外への豚等の胎盤の移動管理に
ついて

今般、別添のとおり都道府県家畜衛生主務部長宛て通知しましたので、御了知
いただくとともに、豚熱のまん延防止対策のため、豚等の胎盤の移動管理に係る
御協力をお願いします。

また、貴職におかれましては、傘下会員に周知し注意喚起を図っていただくよ
うよろしくお願いいたします。

別記

近畿化粧品原料協会

化粧品原料協会

日本化粧品工業会